

令和元年度滋賀県たばこ対策推進会議 会議概要

1 会議開催の趣旨

滋賀県では、「健康いきいき21-健康しが推進プラン-(第2次)」に基づき、「健康しがたばこ対策指針」を策定し、「喫煙がおよぼす健康影響についての知識の普及」「未成年者の喫煙対策(防煙)」「受動喫煙防止対策」「禁煙支援」を柱にたばこ対策を推進しています。

そこで、各機関が連携して事業を推進するため、「滋賀県たばこ対策推進会議」を開催するものです。

2 開催日時

令和2年2月6日(木) 14時30分から16時30分

3 開催場所

大津合同庁舎7階7-B会議室

4 会議委員

出席者 三浦委員、稲本委員、堀出委員、野淵委員、村杉委員(疋田委員の代理)、堀井委員、井上委員、久保委員、大澤委員、葛城委員、奥村委員、澤委員、伊勢村委員、井上委員、切手委員、中原委員

欠席者 水江委員、岨中委員

事務局 健康寿命推進課 課長 富田、課長補佐 山田、主幹 風間、副主幹 井上

5 会議内容

- (1) 滋賀県たばこ対策の現状について
- (2) 改正健康増進法の全面施行に向けた取り組みについて(受動喫煙防止対策について)
- (3) 各機関・団体におけるたばこ対策の推進について
- (4) 「健康しが たばこ対策指針」について
- (5) その他

【お問い合わせ先】

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

TEL: 077-528-3651 / FAX: 077-528-4857

E-mail: eg0001@pref.shiga.lg.jp

議事概要

○開会

1 あいさつ（健康寿命推進課長）

事務局：委員の出席確認および資料の確認
会議設置要綱第5条の第3項に基づき、会長を依頼

2 議題

(1) 滋賀県たばこ対策の現状について

資料1に基づき事務局から説明

- ・たばこ対策の4本柱での取組について
- ・喫煙率の低下に伴う平均寿命への影響について
- ・「健康いきいき21-健康しが推進プラン（第2次）-」目標値の確認
- ・平成30年「国民健康・栄養調査」の結果について、および調査項目の追加について（たばこ製品の種類を問う）

主な発言内容（意見等）

- 滋賀県の喫煙率は低い方とはいえ、30歳の男性では40%の喫煙者がいる。20代では30%、40代では40%となっている。未成年の喫煙率が下がっているわりには、20歳を超えるとしっかり喫煙率が上がっている。
- 「国民健康・栄養調査」の結果、加熱式たばこの喫煙者の約半分が若い人で、特に20代、30代の人々が加熱式たばこを使い始めている。
- 4割前後の方は、喫煙をやめたいと思っているが、やめられない状況がある。
- 喫煙率については、滋賀県がいつも全国で一番低いというデータばかりではない。しかし特定健診の全国データで見ると、上位10番目くらいには入っている。平成28年は、タイミングよく1位となった。だから、これで良いというわけではない。
- 「国民健康・栄養調査」の項目にある「受動喫煙を感じる」ということの定義が加熱式たばこができたことにより、少しずつ変わってくるものと考えている。
- 加熱式たばこに変えたから受動喫煙はなくなり大丈夫であると思われる方もいる。今後の調査では、少し質問を変える必要があるのではないか。加熱式たばこは、確実に増えており、質問を変える方が、より正確な調査ができるのではないか。
- 加熱式たばこの方が、若干、吸わされていると思わない人が以前より増える可能性がある。今後、注意してみていかないといけない。

(2) 改正健康増進法の全面施行に向けた取り組みについて

資料2～5に基づき事務局より説明

- ・改正健康増進法の説明
- ・県における改正法の周知啓発事業の取組状況について
- ・専門部会「受動喫煙のない社会促進会議」開催報告

主な発言内容（意見等）

- 飲食店においては消費税増税もあり収益が落ちているのが現状。受動喫煙対策については周知・啓発により何とか理解をいただいている。ただし意識している人ばかりではない。
- たばこを吸う方は大変減っている。店にとって収益のことを考えるとどちらが良いのか考える必要あり。
- 滋賀労働局。労働基準局にて受動喫煙防止対策に係る助成金を取り扱っている。今年は31件申請があり、昨年度は10件、非常にかけこみ需要が12月に入って多くなり、電話対応に追われている。
- 飲食店も労働者が働いているところ。労働者の受動喫煙対策をきちんとする必要がある。
- 改正健康増進法では、施設管理権原者に対する過料がある。喫煙可能な施設には標識を貼っているのが原則。みんなの目で標識が貼ってあるかを確認していく。県民からの苦情の受付窓口を設置し、法を守る対策を、店を利用する者からの意見として聞いて、行政としてしっかり対応していく必要がある。

(3) 各機関・団体におけるたばこ対策の推進について

資料6に基づき各団体等から取組状況に対する情報交換、意見交換を行う

主な発言内容（意見等）

- 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及啓発について
 - 滋賀県薬剤師会では、禁煙支援認定薬剤師制度を設けている。事業所の健康経営の事例として、医師会、薬剤師会で分担し対応したこともある。相乗的な効果があり有効であった。
 - 喫煙することはニコチン依存症には変わらない。正しい知識をきちんと普及することが大切である。
- 未成年の喫煙（防煙）対策について
 - 小学6年生、中学2年生の保健授業として取り組んでいる。地域の関係機関と連携し、実際にモノを見せて、啓発活動している。高校での喫煙者は減少している。高校卒業後、吸い始めてしまうケースも多い。将来も吸わない教育が大事。
 - PTAの活動の中に、電子タバコの話題を入れてもらうのも一つの手段と考える。

- コンビニでは未成年にたばこを売らないための取組としてレジで年齢確認が実施されている。小規模零細店舗での徹底が難しい。

●受動喫煙防止対策について

- 路上喫煙の問題、人通りが多いところへの喫煙所設置の問題がある。
- 事業所が事業所内を全面禁煙にした（努力義務）。事業所にいる間は喫煙することができないため通勤途中の駅前の喫煙所で 20 数名バスが来るまでの間一気にたばこを吸っている。その前を通学路にしている小学生が、煙の暴露を受けていた、という事例もある。
事業所内に喫煙可能室や、喫煙可能なエリアがあれば、駅前に集中して喫煙することはなかったと思われる。
- 敷地内全面禁煙、卒煙、吸っている人に対する禁煙のサポートをすることで、確実に受動喫煙を減らせるのではないかと。喫煙者も環境が変わることで考えが変わる人もいる。禁煙にする事業所もあるなど移行期に様々な問題が発生することを予測して禁煙の支援をすることをどの企業も考えている。
- 事業所が全面禁煙していくことにより短期的とはいえ影響が出ている。それについてどう対応していくのかを考えていかなければいけない。
- 法に基づく受動喫煙防止対策であるため、原則は受動喫煙をしない環境を作るということを進めていく。
- この会議は受動喫煙防止対策だけではなく、本人の喫煙対策に関しても考える会議であり、健康を守るという、喫煙している本人の健康を守ることを考える会議でもあり、子どもたちがこれから吸い始めない取組として未成年対策を考える会議でもあることを確認しておく。

(4)「健康しが たばこ対策指針」について

資料 7 に基づき事務局から説明

主な発言内容（意見等）

- 平成 14 年に策定され、17 年が経っている。世の中の状況も変わっている。法改正の施行や新型たばこができたこともあり、全面的に見直しを行ってはどうか。また、方針をきちんと見直してはどうか。
- 指針であるため方向性がわかるように、問題点を整理してほしい。

(5)その他

資料 11 に基づき事務局より次年度の取組について説明

- ・「健康しが たばこ対策指針」全面改正について
- ・若い世代への喫煙対策のアプローチについて

主な発言内容（意見等）

特になし

(6) 情報提供

(加熱式たばこの健康影響について)

- 様々な新しい情報がある。広い意味でたばこ対策として正しい知識を持ちながら対策を進めていきたい。

○閉会